

若狭町第5次地域福祉計画

【素案】

令和8（2026）年3月

若狭町

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 「地域福祉」とは	1
2. 自助・共助（互助）・公助の位置づけ	2
3. 計画策定の趣旨	3
4. 計画の性格と位置づけ	4
5. 計画の期間	6
第2章 若狭町の地域福祉を取り巻く現状	7
1. 統計データからみる現状	7
2. 事業所ヒアリング調査結果	14
3. 第4次計画の評価	16
4. 課題のまとめ	22
第3章 計画の基本的な考え方	23
1. 基本理念	23
2. 基本目標	24
3. 施策体系	25
4. 重点的な取組の推進	26
5. 計画における地域福祉圏域の考え方	26
第4章 施策の展開	28
基本目標1 包括的な支援体制づくり	28
基本方針（1） 多様な世代が集える交流拠点づくりの促進	28
基本方針（2） 日常的な支え合いを生む地域活動体制の強化	29
基本方針（3） 途切れない支援につなげる相談体制の充実	30
基本目標2 地域福祉の意識の醸成と担い手づくり	31
基本方針（1） 住民の理解と関心を広げる福祉意識向上の促進	31
基本方針（2） 参加・継続しやすいボランティア活動の促進	33
基本方針（3） 地域福祉を担う多様な人材育成の推進	34
基本方針（4） 必要な情報が届く効果的な情報提供体制の整備	36
基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり	38
基本方針（1） 複合的な課題に対する支援の充実	38
基本方針（2） 災害時における要支援体制の強化	40
基本方針（3） 誰もが安心できる権利擁護と成年後見制度の活用促進	41
基本方針（4） 地域で支える再犯防止支援の推進	43
第5章 計画の推進体制	44
資料編	45

第1章 計画の策定にあたって

1. 「地域福祉」とは

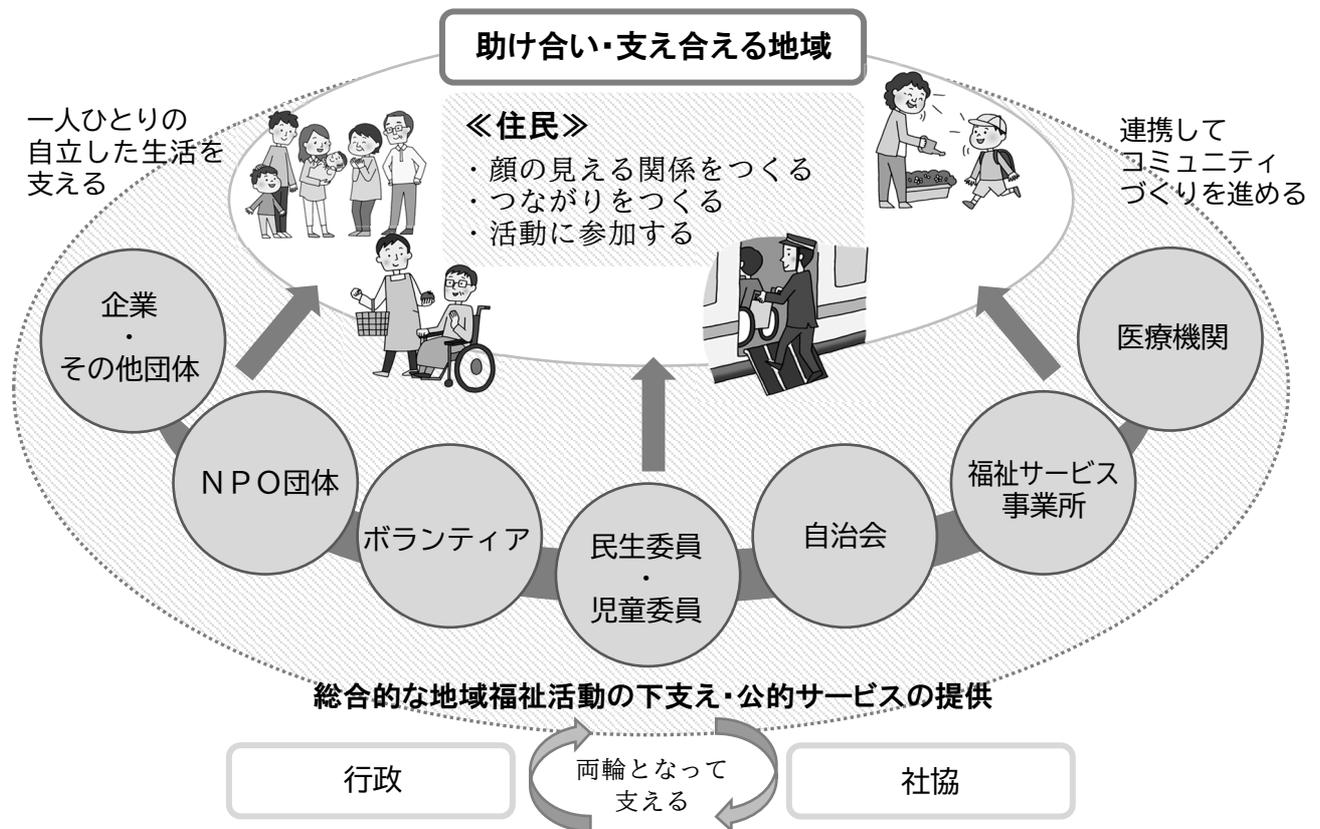
「福祉」は、「しあわせ」という意味を持つ「福」と、「さいわい」という意味を持つ「祉」が合わさった、人々の幸福や暮らしの安定を表す言葉です。

「福祉」とは、生活に困っている人に手を差し伸べることや援助することだけではなく、すべての人に等しくもたらされるべき「幸せ」のことであり、誰もが安心して暮らせる生活を推進していくことを意味します。

近年の社会情勢をみると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズが多様化・複雑化しています。こうした背景から、一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくためには、公的なサービスだけでなく、地域で互いに助け合い、支え合うことが必要となっています。

「地域福祉」とは、年齢や障害の有無に関係なく、たとえ生活困難を抱えていたとしても、生きがいを持ちながら暮らすことができる地域を目指すことです。また、様々なサービスや住民主体の活動を組み合わせて、地域住民みんなで支え合い、助け合う地域づくりを具体化することです。

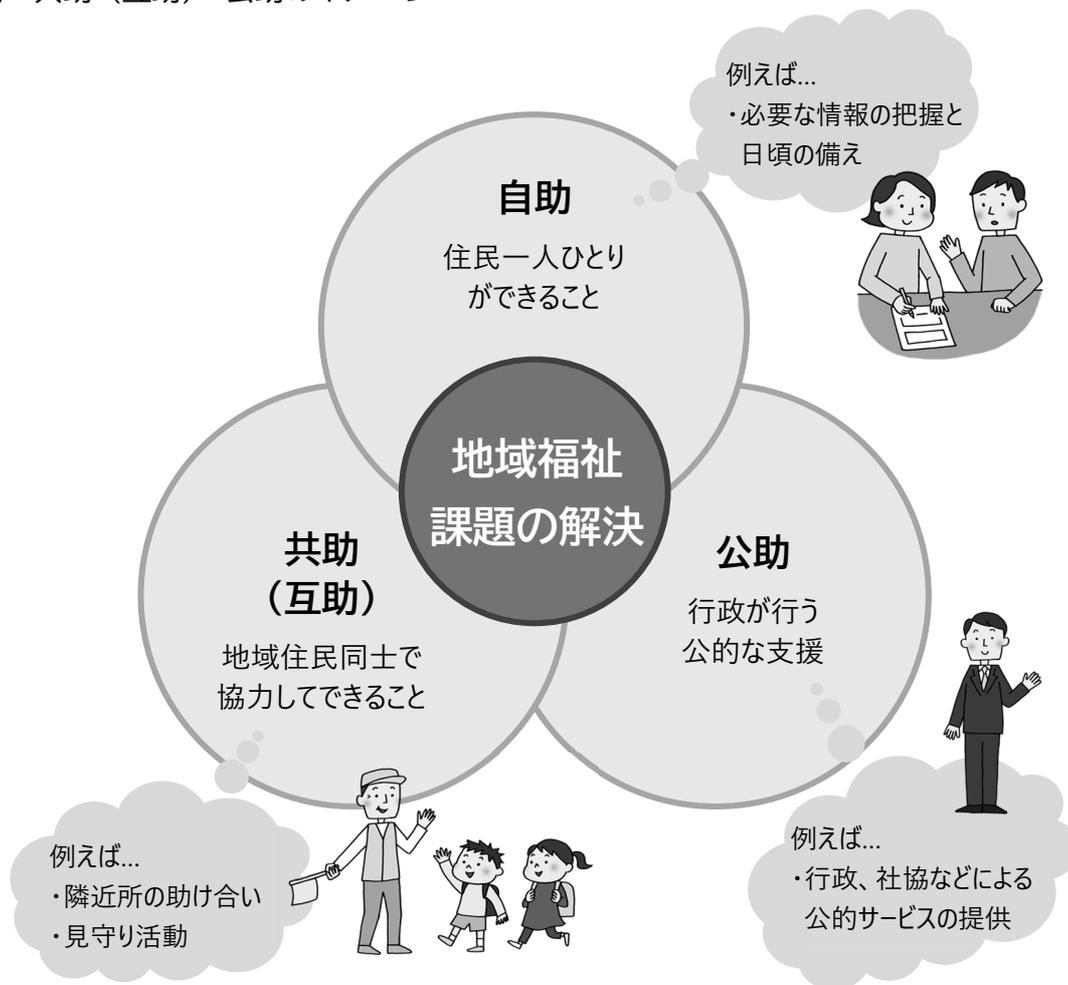
■地域福祉のイメージ



2. 自助・共助（互助）・公助の位置づけ

地域全体で福祉課題を解決するためには、住民一人ひとりが地域における役割を担っていくことが重要です。そこで、個人ができることを「自助」、地域住民同士で協力してできることを「共助（互助）」、行政による支援を「公助」と位置づけ、取組内容を明確にして推進していくことが重要です。

■自助・共助（互助）・公助のイメージ



3. 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、ライフスタイルや価値観の多様化、隣近所のつながりの希薄化等により、社会の構造や人々の暮らし方は大きく変化しています。こうした変化に伴い、地域社会のあり方も変わりつつあり、生活を支える仕組みの再構築が重要となっています。また、団塊ジュニア世代の高齢化による「2040年問題」等、高齢化に関する課題も顕在化しています。

このような社会状況の中で、個人や家庭が抱える悩みや生活上の課題は、多様化・複雑化しています。従来の制度や分野ごとの支援では十分に対応できない事例も増え、制度の狭間に置かれる人々が生まれています。8050問題やダブルケア、虐待、孤独死、差別・排除、潜在的な生活困窮、こどもの貧困の連鎖、さらには家族の介護や家事を担うヤングケアラー等、解決すべき課題は多岐にわたっています。

国においては、地域共生社会の理念をさらに深化・展開するため、令和6年に「地域共生社会の在り方検討会議」が設置され、地域における包括的な支援体制のさらなる整備や、多様な生活課題を抱える人々の支援を取り残すことのない体制づくりについて、検討が進められています。

また、同年、生活困窮者自立支援法が改正され、居住支援を含む居宅支援事業が市町村の努力義務とされるとともに、こどもの貧困対策の強化が盛り込まれています。生活困窮者自立支援制度と生活保護制度との連携や、支援会議の設置・活用も努力義務化され、住宅・福祉・制度間連携を通じた切れ目のない支援体制の実現を図るものとなっています。

若狭町（以下「本町」という）では、令和3年度から令和7年度までを期間とする若狭町第4次地域福祉計画（以下「第4次計画」という）を策定し、「地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち わかさ」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。この度、第4次計画の計画期間が終了することから、これまでの活動を評価し、さらなる計画の推進を図るため、令和8年度から令和12年度までを期間とする「若狭町第5次地域福祉計画」（以下「本計画」という）を策定します。

■国の近年の主な流れ

平成29年 地域福祉計画策定ガイドライン	計画策定の留意すべき事項や、盛り込む視点等を明示
平成30年 「社会福祉法」一部改正	「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事」「丸ごと」を理念とした地域福祉推進が明確化
令和元年 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ	包括的な支援体制の構築を推進するために市町村で取り組むべき事業が提案
令和3年 「社会福祉法」一部改正	重層的支援体制整備事業が創設
令和6年 「地域共生社会の在り方検討会議」の設置	包括的な支援体制の整備に向けて市町村が取り組むべき事業の明示
令和6年 「生活困窮者自立支援法」一部改正	居住支援を含む包括的な自立支援体制の強化

4. 計画の性格と位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、社会福祉法第107条の規定による市町村地域福祉計画であるとともに、町の独自の取組を加えた計画で、国のガイドラインに基づき策定します。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 地域生活課題に資する支援が包括的に提供される体制に関する事項

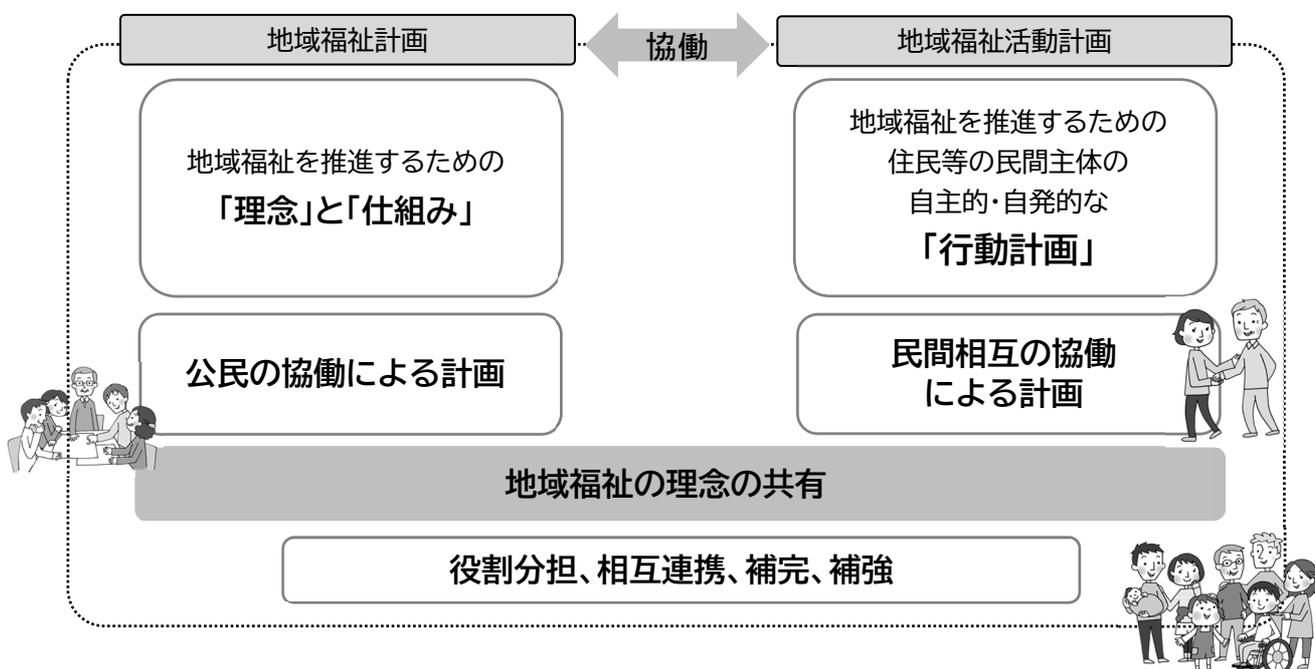
(2) 「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係

「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する市町村地域福祉計画であり、地域福祉を推進していくための「理念」や「仕組み」を定めた、行政の地域福祉に関する総合的な方向性や施策を示すものです。

一方、「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進を目的として「具体的な取組」を定めた民間の活動・行動計画で、社会福祉協議会が住民や地域において社会福祉に関する活動を行う人々や、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を提供する人々と協力して策定します。

行政が策定する「地域福祉計画」と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」とは、重なり合う部分が多いため、行政と社会福祉協議会が連携し、両計画の整合を図りながら策定します。

■地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

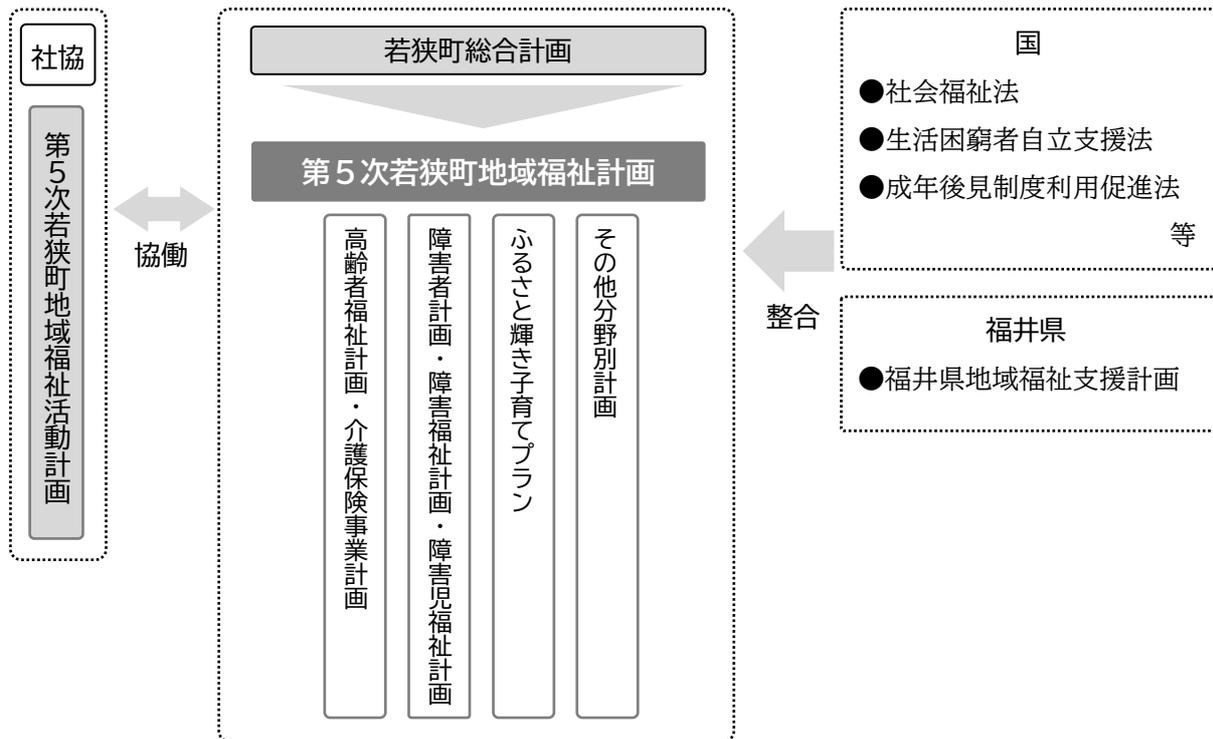
- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「若狭町総合計画」の基本構想・基本計画に則したものと
 するほか、福祉分野の上位計画として位置づけ、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉等の各
 分野計画との整合性を図っています。

また、本計画には、成年後見制度の利用促進に関する施策、再犯の防止等の推進に関する事
 項、重層的支援体制整備事業の内容を含めます。

■関連計画との関係（イメージ図）



5. 計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度として、令和12年度までの5か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化への対応や他計画との整合性を図るため、期間中であっても必要に
 応じて見直しを行います。

計画名	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度	R12 年度
若狭町地域福祉計画	第4次計画				本計画				
高齢者福祉計画・介護保険事業計画			第9期計画			第10期計画			
障害者計画			第3次計画						
障害福祉計画			第7期計画						
障害児福祉計画			第3期計画						
ふるさと輝き子育てプラン				第3期計画					

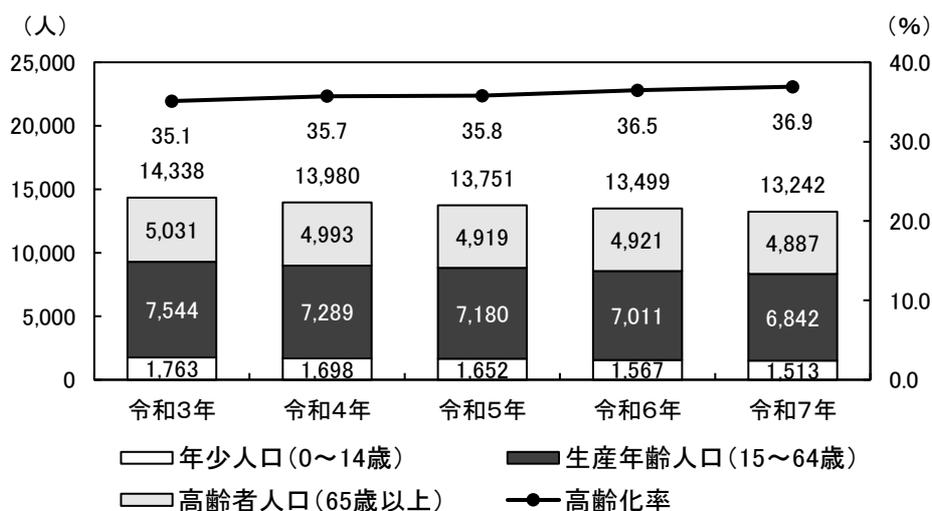
第2章 若狭町の地域福祉を取り巻く現状

1. 統計データからみる現状

(1) 人口の推移

人口の推移をみると、令和3年では14,338人となっていました。年々減少し、令和7年には13,242人となっています。また年齢区分別にみると、すべての区分において減少傾向にあります。高年齢化率は上昇しており、令和7年で36.9%となっています。

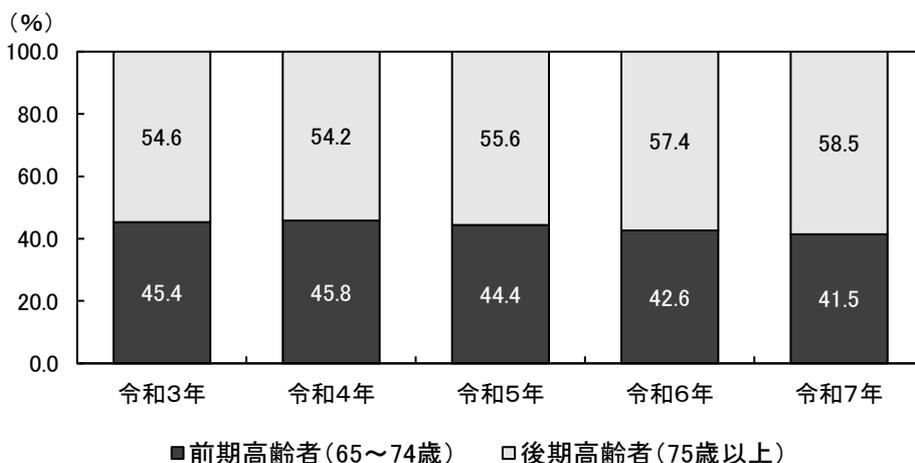
■年齢区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

前期・後期高齢者の割合をみると、令和4年以降、前期高齢者の割合は減少、後期高齢者の割合は増加しており、令和7年には前期高齢者が41.5%、後期高齢者が58.5%となっています。

■前期高齢者と後期高齢者の割合の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移をみると、平成12年以降増加していましたが、平成27年に減少に転じ、令和2年の一般世帯数は、4,819世帯となっています。また、核家族世帯や高齢者夫婦世帯、高齢者単身世帯が増加し、その他の世帯が減少している状況となっていることから、1世帯の人員数の減少がうかがえます。

なお、平成12年を基準とした世帯数の変化率をみると、高齢者夫婦世帯と高齢者単身世帯が著しく増加しており、令和2年時点で平成12年と比較し約2倍に増加しています。

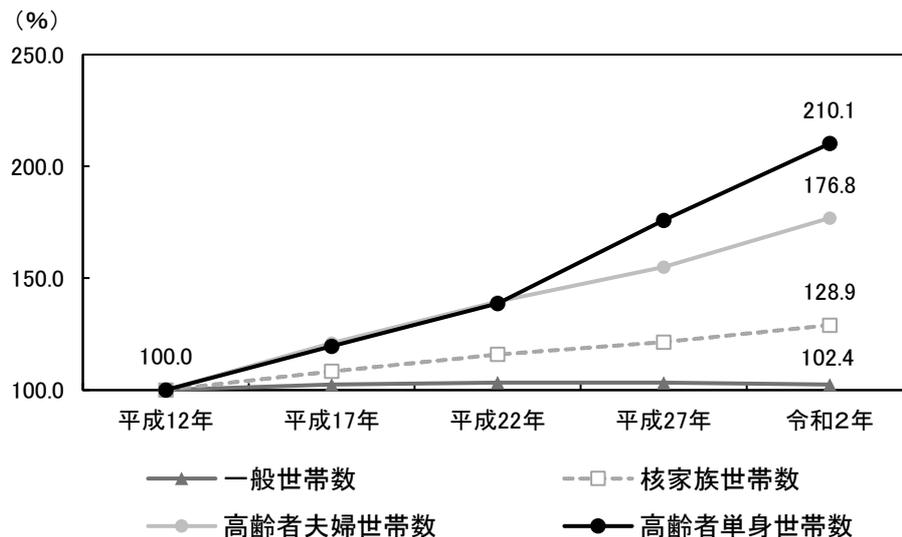
■世帯数の推移

単位：世帯

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,704	4,819	4,860	4,859	4,819
【内訳】					
核家族世帯数	2,058	2,229	2,385	2,498	2,653
高齢者夫婦世帯数	410	496	572	635	725
高齢者単身世帯数	277	331	384	487	582
その他の世帯数	1,959	1,763	1,519	1,239	859

資料：国勢調査

■平成12年を基準とした世帯数の変化率



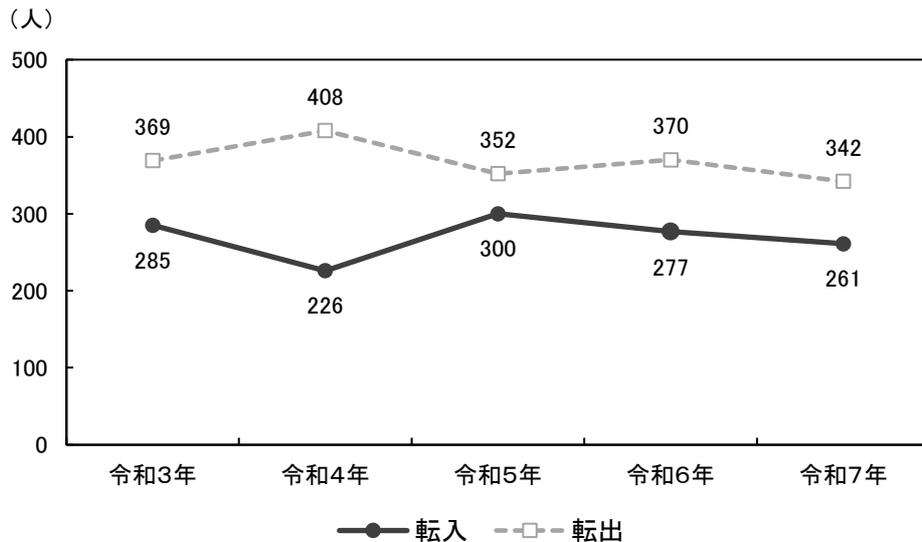
資料：国勢調査

(3) 人口動態の推移

社会動態の推移をみると、転出数は令和4年の408人が最多となっています。令和3年以降、転出数が転入数を上回る社会減の状況が続いており、令和7年で81人の社会減となっています。

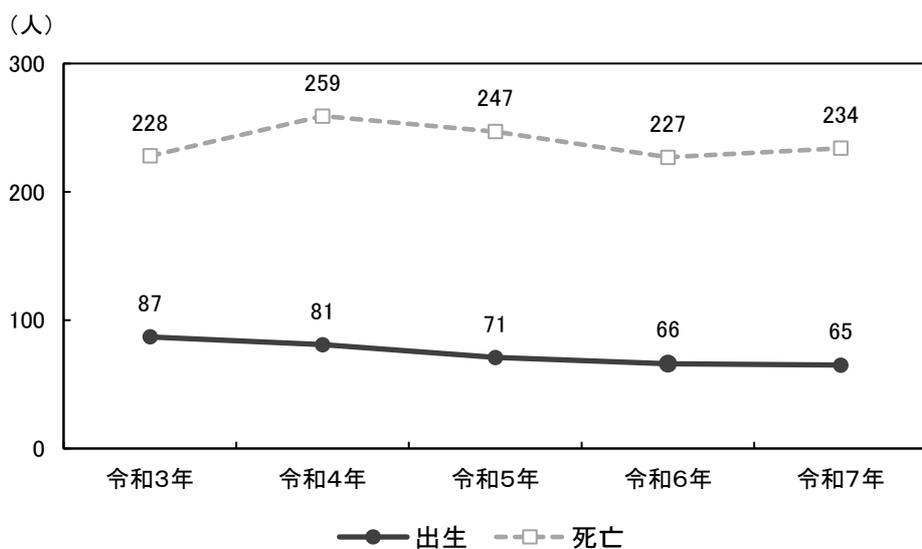
自然動態の推移をみると、出生数は令和3年以降減少しており、令和5年からは80人を下回っています。死亡数は令和3年以降200人を超えており、出生数と死亡数の差は令和4年以降マイナス170人前後となっています。

■社会動態の推移



資料：若狭町人口動態（各年3月末現在）

■自然動態の推移

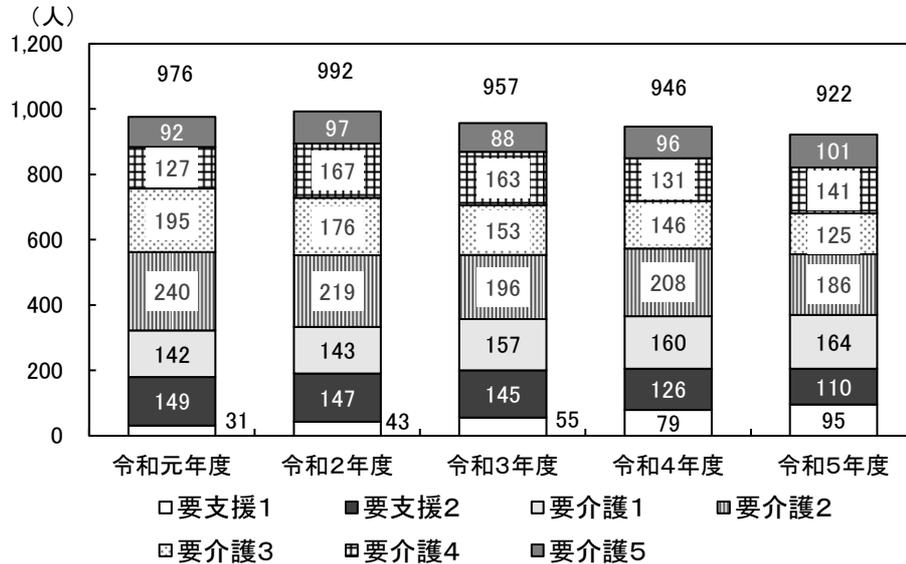


資料：若狭町人口動態（各年3月末現在）

(4) 要支援・要介護認定者数の推移

要支援・要介護認定者数については、令和2年度以降減少しています。要支援1については、令和5年度で95人となっており、令和元年度より64人増加しています。

■要支援・要介護認定者数の推移

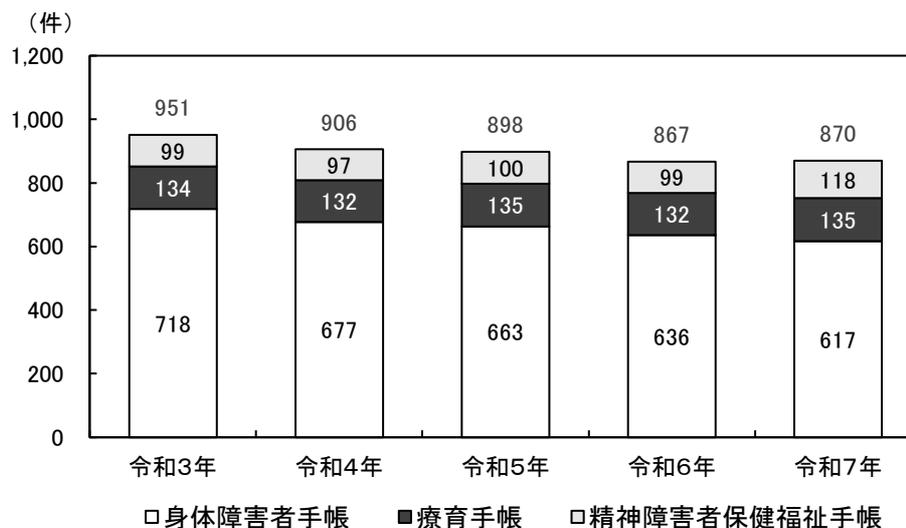


資料：介護保険事業状況報告（年報）（各年度3月末現在）

(5) 障害者手帳の交付状況

障害者手帳の交付件数をみると、令和3年以降、身体障害者手帳は減少しており、療育手帳は横ばい、精神障害者保健福祉手帳は増減を繰り返しています。

■障害者手帳交付件数の推移

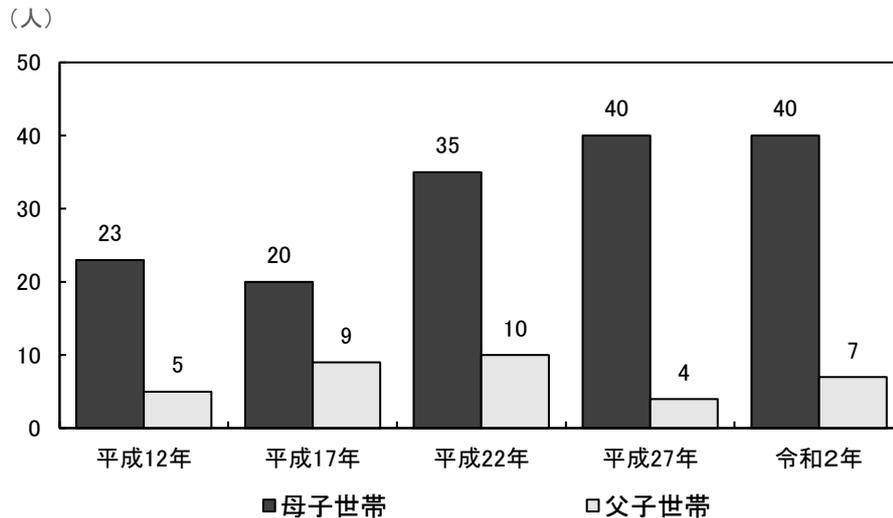


資料：福祉課（各年3月末現在）

(6) 母子世帯と父子世帯の推移

母子世帯と父子世帯の推移をみると、母子世帯は平成17年以降増加しており、令和2年は平成12年の約2倍の40世帯となっています。父子世帯は増減を繰り返しており、令和2年で7世帯となっています。

■母子世帯数と父子世帯数の推移

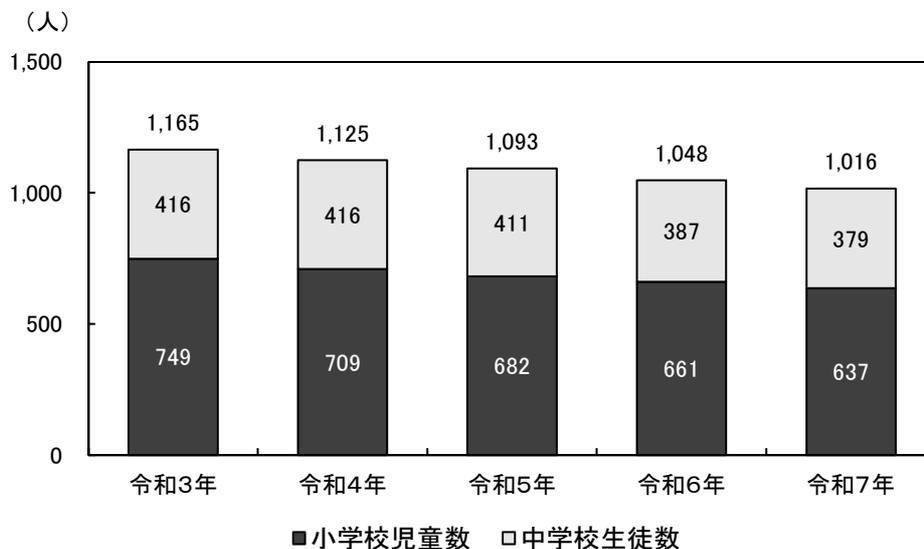


資料：国勢調査

(7) 児童生徒数の推移

小学校児童数と中学校生徒数の推移をみると、令和3年では749人であった小学校児童数は、令和7年では637人に減少し、令和3年では416人であった中学校生徒数は、令和7年では379人に減少しています。

■小学校児童数と中学校生徒数の推移

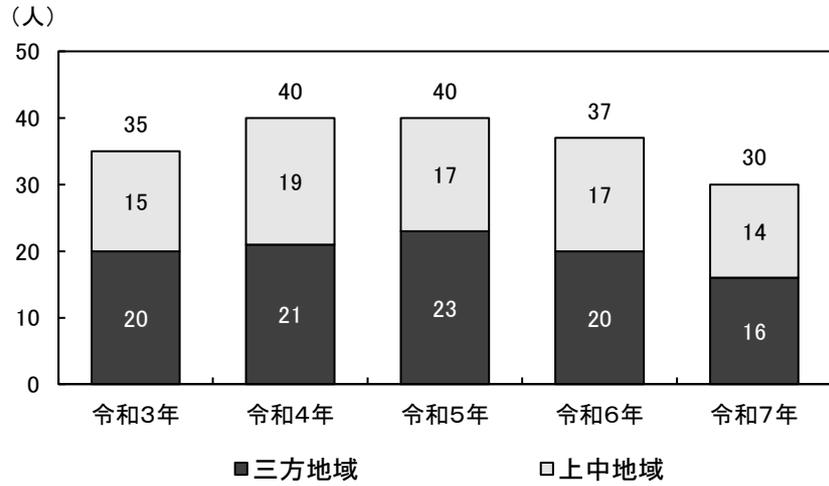


資料：若狭町学校要覧（各年4月1日現在）

(8) 生活保護受給者数の推移

若狭町の生活保護受給者数は令和5年以降減少傾向にあります。令和7年では、三方地域で16人、上中地域で14人の計30人の受給者数となっています。

■生活保護受給者数の推移



資料：福祉課（各年4月1日現在）

(9) 成年後見制度町長申立件数の推移

成年後見制度町長申立件数の推移をみると、高齢者に関する申立については令和3年で1件、障害者に関する申立は令和2年、令和6年でそれぞれ1件となっています。

また、制度利用者数は令和6年末時点で25人となっています。

■成年後見制度町長申立件数の推移

単位:人

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
高齢者	0	1	0	0	0
障害者	1	0	0	0	1
合計	1	1	0	0	1

資料：福井県家庭裁判所統計（各年12月末現在）

■成年後見制度利用者数

単位:人

	法定後見			任意後見	合計
	後見人	保佐人	補助人		
利用者数	16	5	4	0	25

資料：福井県家庭裁判所統計（令和6年12月末現在）

2. 事業所ヒアリング調査結果

本計画の策定にあたり、本町の福祉に関わる団体や事業所の皆様のお考えやご意見をお伺いするため、ヒアリング調査を実施しました。

■実施概要

実施日程	実施法人・団体名
令和7年 12月19日	NPO法人 世界に誇るラムサール湿地三方五湖を育む会
	医療法人 三愛会
	NPO法人 ヤングオールドほのぼの家族いまい
	株式会社 ニチイ学館
	株式会社 えにし
令和7年 12月22日	若狭町社会福祉協議会
	一般社団法人 THCS
	介護老人保健施設 ゆなみ
令和7年 12月24日	社会福祉法人 松寿苑
	社会福祉法人 つぐみ福祉会
	NPO法人 若狭美&Bネット
	株式会社 等愛会
令和8年 1月5日	NPO法人 福祉ネットこうえん会
	NPO法人 ねこやなぎ倶楽部

■主な意見

【地域とのつながり・地域活動への参加】

- 地域行事や保育園、学校との交流等を通じて、地域との関係づくりに取り組んでいる。
- コロナ禍以降、地域行事や交流の機会が減少し、再開や継続が難しくなっている事例もある。また、事業所の人手不足や事務作業量の多さにより、地域行事への参加や交流活動にまで手が回らない状況となっている。
- 障害や認知症に対する地域の理解は進んでいるが、事業所の活動内容自体は十分に知られていない。
- サロンや認知症カフェ等は、高齢者の居場所や地域住民同士の交流の場として一定の効果があるが、担い手不足や今後の継続性には課題がある。

【サービス提供体制】

- 福祉サービス事業所が足りていない。
- 送迎に必要な人員や車両が確保できず、移動サービスの提供に支障が生じている。
- 重度の障害がある人に対する通所サービスが不足しており、施設に入らざるを得ないケースがある。

【相談支援・情報提供】

- 高齢者を中心に、困りごとがあっても、どこに相談すればよいかわからない人が多い。
- 8050問題やひきこもり等を家族内で抱え込み、支援が届かない、つながらないといったケースが存在しており、ケアマネジャーや民生委員が関わることによって、初めて問題を把握するケースが多い。
- 行政からの情報があまり入ってきていないため、周知方法を工夫して、必要な情報が確実に届くようにしてほしい。

【事業所・関係機関との連携】

- 自立支援協議会等において、事例研究や研修を行っているが、年に1回の実施にとどまっているところもある。
- 制度改正やサービス内容に関する情報について、定期的に共有できる機会がほしい。
- 地域の話し合いの場に参加したいが、事業所内の業務で忙しく、参加することが難しい。
- 災害時や感染症流行時等、緊急時における事業所間の連携体制を整備する必要がある。

【人材確保・担い手不足】

- 職員数は確保したいが、専門的な知識を持つ人材でないと務まらない仕事なので、体制強化が難しい。
- 中学生や高校生を対象に、職業体験や出前講座を実施し、福祉に関する理解促進に努めている。
- 障害福祉に関する仕事の認知度向上や魅力を伝えることが必要である。

【交通・移動支援】

- 車がなければ買い物や通院が難しく、特に免許返納後の移動支援を求める声がある。
- 町内でデマンドタクシーやコミュニティバスが運行しているが、運行時間や範囲、休日の利用等に制約がある。
- デマンドタクシーの範囲外は、自分たちで運転してもらうか、近所の助け合い等で移動している。

【行政に求める役割・支援】

- 事業所や地域のニーズを把握し、仕事や人材支援のマッチングを行う役割を担ってほしい。
- 役場内の風通しをよくして、町職員に事業所の活動内容等を把握してもらうとともに、町からの情報が受け取りやすくなるようにしてほしい。
- 町職員と定期的にコミュニケーションを取る機会を設け、事業所の現状や課題を都度把握してほしい。
- 計画の策定や評価の方法、取組内容について、共有する機会が必要である。

3. 第4次計画の評価

第4次計画における、基本目標ごとの主な成果と課題は以下の通りです。

基本目標1 地域がつながる共生社会づくり

<基本方針>

- (1) 地域住民の交流促進とコミュニティづくり
- (2) 地域福祉の意識向上と学習機会の推進

【主な成果】

- 健康体操教室・楽々健康体操教室をそれぞれ週2回開催するとともに、サロンでの体操教室・お口の教室を年間160~200回実施した。また、行政チャンネルにおいて、自宅のできる健康体操を毎日放送した。
- フレイルチェックを年間5回程度実施し、令和7年度には、簡易フレイルチェック19回を追加で実施した。また、福井大学と連携してサルコペニア予防を目的とした拡大検診と体操教室を実施した。
- 子育て世代を対象にした行事や教室等について、「母子モ」や広報で周知し、毎月多彩な学びと交流の機会を提供した。
- 広報わかさや町ホームページ、公式LINE、音声告知放送等を活用し、福祉イベント等の情報発信を行った。また、社会福祉協議会による「社協だより」を全戸配布し、地域における公益的な活動の周知に努めた。
- 空き家相談等の際に、空き家情報バンクの紹介等を行った。計画期間中に57件が登録され、そのうち15件が活用された。
- 各地域づくり協議会に地域づくり交付金を交付し、地域の課題解決及び地域活性化に向けた取組を支援した。
- 障害のある人の就労者交流会において、中学生と交流することができた。また、公民館で交流活動があった際には、「人権を考える集い」として学習会を実施した。
- 毎年、人権意識高揚大会を開催し、住民に人権に対する正しい理解と認識を深めてもらうよう努めた。また、小中学生を対象に人権メッセージを募集し、若い世代が「人権」について考えるきっかけづくりを行った。
- 自治会の回覧等を通じて、各種募金や寄付金の募集を行った。
- 社会福祉協議会を中心としたボランティアセンターで連絡会議を開催し、情報共有や災害に対する意識向上を図った。
- 毎年、中学1年生やサロン、各種団体を対象に認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の正しい理解と普及に努めている。また、認知症担当職員や町内介護事業所を対象に、県開催の認知症キャラバン・メイト養成講座の受講勧奨を行い、近年は毎年1~2名程度の養成ができています。

【主な課題】

- 集落サロンは91集落のうち、約半数にとどまっている。また、各サロンにおいて、メンバーの高齢化や新規参加者の不足が課題となっており、集落内のつながりの希薄化が進みつつある。
- 集落サロンにおいて簡易フレイルチェックを推進するにあたり、職員負担の軽減とサロンで自主的に実施できる体制づくりが課題となっている。
- 空き家を活用して本町に移り住む人もいたが、移住者と地域住民の交流が円滑に進まないケースがあった。
- 人口減少・高齢化により、地域づくり協議会役員の担い手が少なくなっている。
- 福祉イベントに参加するメンバーが固定化している。
- 若い世代や町外への情報発信が弱い。
- 人権学習の内容が形骸化している。
- 各種募金については、自治会頼りとなっており、募金額も減少している。
- ボランティア出前講座の開催が進んでおらず、ボランティア人口が拡大していない。
- 連絡会議を開催しているが、災害時対応等の運営に関しては課題がある。
- キャラバン・メイトの登録者は一定数いるものの、勤務先の理解や本人の勤務状況により、実際に活動できるキャラバン・メイトが少ない。また、キャラバン・メイトを自ら希望する人は少なくなっている。

【まとめ】

これまで、健康体操教室やフレイル検診、空き家バンクの活用、地域づくり協議会の支援等、多様な取組を通じて地域福祉の基盤強化に努めてきました。また、福井大学との連携によるサルコペニア予防の取組や認知症サポーターの養成、人権啓発活動の推進等、人材育成と意識向上にも取り組んできました。

一方で、サロンメンバーの高齢化や地域づくり協議会役員の担い手不足、情報発信の弱さ、災害対応等、地域の活動を継続的に運営する力が弱まりつつあります。これらの課題に対応するためには、サロンやボランティア活動、人権学習等への住民参加を促進していくことが必要です。併せて、住民・行政・地域団体・社協等が連携し、継続的に活動を支えられる運営体制を整備していくことが必要となっています。

基本目標2 地域で支え、相談できる体制づくり

<基本方針>

- (1) 情報提供体制の充実と情報発信の強化
- (2) 包括的な相談支援体制の構築
- (3) 生活困窮者への支援体制の強化

【主な成果】

- 福祉課（事務局）が中心となって、委員活動や協議会の運営支援を行った。
- 毎月、民生委員・児童委員の定例会を開催し、情報共有や研修等を定期的実施している。
- 高齢者福祉施設や障害者相談支援事業所、若狭町あんしんナビ等、福祉サービスの情報を町ホームページに掲載し、住民への周知を図っている。
- 福祉課、健康医療課、子育て支援課が同じフロアにて相談窓口を開設し、各課が連携を図りながら、相談やサービスの提供を行っている。
- 毎月第2火曜日に心配ごと相談や法律相談、行政相談等の各種相談事業を実施している。また、心配ごと相談については、民生委員・児童委員が相談員として、月1回実施しており、「広報わかさ」や「年間相談カレンダー」で周知を行っている。
- 民生委員・児童委員が、高齢者等で気になる方を訪問し、相談支援や生活支援を行った。
- 定例会や県の研修会等を通じて、相談担当の民生委員や関係職員の相談スキル向上を図った。
- 福祉サービス等を必要とする人について、民生委員・児童委員と情報を共有し、関係機関へつながるよう支援関係の強化に努めている。
- ケアマネ連絡会を相談支援専門員と合同で実施し、ケアマネジャーと相談支援専門員の連携強化を図っている。
- シルバー人材センターに補助金を交付し、高齢者の就労を支援している。
- 若狭町・美浜町地域障害児（者）自立支援協議会において、毎月ハローワークと就労支援事業所が情報交換を行い、障害のある人の就労支援を行うとともに、嶺南障害者就業・生活支援センターと連携し、就労定着を図っている。

【主な課題】

- 若狭町民生委員児童委員協議会の委員が、令和7年11月末の一斉改選により任期が満了するため、多くの委員が新任となっている。
- 民生委員・児童委員は、若者の流出や職場の定年延長等の理由により、成り手不足が進んでおり、仕事とのかけ持ちや委員の高齢化等による委員活動の負担増加が懸念されている。
- 現状、福祉サービスに関する情報について、検索がしづらくなっている。
- 福祉サービスに関する情報は、行政からの一方的な説明が多くなっており、実際どのようなサービスの情報が必要なのか、現場機関と共有ができていない。
- 住民から相談窓口がわかりにくいという声が挙がっている。
- 共生型サービスについて、事業所との検討が進んでいない。
- 住居確保給付金について、相談件数が少ないため、職員自身の制度に対する理解が乏しく、関係機関へつなぐことまでしかできていない。

【まとめ】

相談支援体制については、民生委員・児童委員との連携や各種相談事業の実施、福祉サービス情報の提供、関係機関との連携強化等により、住民を支える基盤を整えてきました。また、高齢者や障害のある人の就労支援を進めるなど、地域の支援体制の充実に努めてきました。

一方で、民生委員・児童委員については、若者の流出や職場の定年延長等の理由により、成り手不足が進んでおり、仕事とのかけ持ちや委員の高齢化等による委員活動の負担増加が懸念されています。また、情報提供の面では、福祉サービスの検索のしづらさや相談窓口のわかりにくさが課題となっており、住民に寄り添った情報発信や現場との情報共有の改善が必要となっています。

基本目標3 地域で安心、ありのままに暮らせる地域づくり

<基本方針>

- (1) 安心して生活できる地域づくり
- (2) 災害に備えた地域づくりの推進
- (3) 権利擁護の推進

【主な成果】

- 社会を明るくする運動についての委員会の開催やのぼり旗・懸垂幕の設置、啓発作文コンテストの募集等、諸行事を開催した。
- 社会を明るくする運動委員会を中心に、犯罪や非行の防止活動に取り組んでいる。
- 町職員と一般住民を対象としたゲートキーパー養成講座を年に1回開催し、自殺予防への学びを深めた。
- 警察や消防、民生委員・児童委員、自治会等と連携しながら見守り活動を実施し、地域における支援体制の充実を図っている。
- 近所との人間関係を深めるため、地域行事への参加の呼びかけを自治会単位で行っている。
- 現在69集落で自主防災組織が設立されており、独自に避難訓練等を実施している組織もある。
- 令和3年4月に「若狭町成年後見センター」を設置した。
- 広報紙や出前講座等により、障害に関する正しい知識の普及や制度の周知を行った。例として、新しい認知症観については、イベントの開催やVR体験の実施、成年後見制度については、サロンでのパンフレット配布や講演会の実施等を通じて周知を行った。
- 権利擁護に関する相談窓口を広報紙や町ホームページ、国のポータルサイトに掲載している。また、福祉支援者からの相談に対応し、必要に応じて、関係機関へとつなげた。
- 成年後見制度町長申立や後見人等への報酬助成の申請受付や相談に対応し、必要とする人には助成を行った。
- 権利擁護支援が必要な人を後見人や福祉関係者等の「チーム」で支えていくために、福祉支援者向けの研修会を開催した。
- 親族後見人の集い、成年後見制度に関する個別相談会を実施した。

【主な課題】

- DV相談窓口の周知ができていない。また、相談を受けるためのスペースが確保されていない。
- 地域コミュニティの希薄化から、地域行事の開催や参加に関する呼びかけが困難になっている。
- 災害発生時の集落における初期対応とその後の対応について、行政、関係機関との情報共有・連携ができていない。
- 成年後見制度自体の課題（家裁申立の手続きの複雑さ、類型による異なる権限等）により、住民に対して、制度を理解してもらうための周知が難しい。
- 日常生活自立支援事業の利用待ちの人が常にいる状態が続いている。
- 後見人の担い手育成や受任者調整が若狭町単体では難しい。

【まとめ】

社会を明るくする運動等の犯罪や非行の防止、自殺予防、見守り活動等、関係機関や地域と連携した取組を進めるとともに、自主防災組織の設立や成年後見センターの開設、障害や認知症等に関する普及・啓発を通じて、地域における支援体制の充実を図ってきました。

一方で、各種相談窓口の周知不足や参加促進、地域コミュニティの希薄化、災害時の支援体制、成年後見制度の普及・啓発等の課題が明らかとなっています。

今後は、これまでの取組を継続しつつ、周知方法の工夫や体制の強化、関係機関・地域間の連携を一層深めることが必要です。

4. 課題のまとめ

統計データやヒアリング調査、第4次計画の評価を踏まえて、課題をまとめました。

◆住民主体の支え合い活動の継続困難と福祉意識の希薄化

本町では人口減少と少子高齢化が進行し、令和7年で高齢化率が36.9%となっています。特に高齢者夫婦世帯や高齢者単身世帯が大幅に増加しており、地域における見守りや支え合いの重要性が一層高まっています。

これまで、集落サロンや認知症カフェ等の交流拠点において様々な地域活動が進められてきましたが、メンバーの高齢化や役員の担い手不足、新規参加者の不足による参加者の固定化といった課題が顕在化しており、地域活動を継続的に運営する力が弱まりつつあります。また、若い世代に対する啓発や情報発信が十分でないことやボランティア出前講座等の開催が進んでおらず、地域活動の運営・参画が促進されづらい状況となっています。

今後は、多様な世代が地域福祉を「自分ごと」として捉えられるよう、住民の理解と関心を広げるとともに、ボランティア活動への参加促進や人材育成を通じて、日常的な支え合いを生む地域活動体制を強化していくことが必要です。

◆支援につながりにくい相談体制と情報提供

社会情勢の変化に伴い、8050問題やひきこもり、ヤングケアラー等、多様化・複雑化した課題を抱える世帯が顕在化しつつありますが、そのような課題を家庭内で抱え込み、支援につながりにくいケースが存在しています。

住民からは「相談窓口がわかりにくい」という声が挙がっており、行政からの情報が検索しづらいといった課題があります。また、地域のつなぎ役である民生委員・児童委員においては、職場の定年延長等の影響により、活動負担の増加が懸念されています。

これらの課題に対応するため、関係各課や専門機関の連携により、相談体制を強化し、制度の狭間にある人を早期に発見できる体制を構築することが重要です。また、住民が必要な情報を確実に得られるよう効果的な情報発信に取り組む必要があります。

◆誰もが安心して暮らせる生活環境の整備と権利擁護の停滞

日常生活においては、免許返納後の移動手段の確保が課題となっており、地域の実情に応じた柔軟な移動支援サービスの整備が求められています。また、重度の障害がある人への通所サービスの不足や、日常生活自立支援事業の利用待ちの発生等の課題から、個々の状況に応じた専門的なサービス提供体制の充実も重要となっています。

災害対策の面では、自主防災組織の活動状況に差があり、避難行動要支援者登録者名簿の整備に加え、個別避難計画の実効性を高めるための連携体制づくりが必要となっています。また、権利擁護に関しては、成年後見制度の周知不足や利用におけるハードルの高さが課題となっており、近隣市町との広域連携による支援体制の検討が不可欠となっています。

今後は、再犯防止支援を含めた権利擁護を推進するとともに、公的なサービスと地域での見守り活動を進め、誰もが住み慣れた地域で、安心して生活を送れる環境づくりを行っていくことが必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、「新しい感動と笑顔がひろがるまち」を将来像として、平成30年12月に策定された「第2次若狭町総合計画」（以下「総合計画」という）に基づき、各種事業・施策を総合的に推進しています。

令和5年度より開始された総合計画（中期基本計画）の中では、福祉・健康分野の政策目標として、『「幸せ」の中で誰もが自分らしく元気に暮らせるまちへ』が掲げられており、本計画においても、この政策目標を踏まえながら推進していきます。

また、本計画は第4次計画からさらなる発展を図るため、第4次計画の基本理念を継承し、近年の現状や課題を踏まえた新たな視点も取り入れながら推進していきます。

基本理念

**地域がつながり、みんなで支え合う、
やさしさあふれるまち わかさ**



2. 基本目標

基本目標1 包括的な支援体制づくり

高齢者や障害のある人、子ども、子育て世帯等、誰もが身近な地域で交流し、つながりを深めることができるよう、集落サロン等の交流拠点の充実や既存施設の利活用を推進します。

また、地域における日頃からの見守りや支え合いの活動を支援し、行政や関係機関との連携強化を図ることで、制度の狭間にある課題を早期に発見し、一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指します。

基本目標2 地域福祉の意識の醸成と担い手づくり

地域福祉を「自分ごと」として捉え、住民一人ひとりの理解と関心を広げるための広報・啓発や福祉教育、学習機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動への参加促進や地域福祉を支える人材の養成・資質向上に取り組むとともに、デジタル媒体も活用しながら、必要な情報が確実に届く効果的な情報提供体制を整備し、住民が主体的に支え合いに参画し、次代の地域福祉を担う多様な担い手が育つまちづくりを推進します。

基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

多様化・複雑化した課題を抱える世帯や個人に対して、専門的な相談支援や関係機関との連携によるきめ細かな支援の推進に努めます。

また、災害時における避難行動要支援者への支援体制の強化や個別避難計画の作成、成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護の取組を推進します。さらには、再犯防止支援等にも取り組み、障害の有無や年齢、状況に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

3. 施策体系

基本理念

地域がつながり、みんなで支え合う、
やさしさあふれるまち わかさ

基本目標

基本方針

基本目標1

包括的な
支援体制づくり

- (1) 多様な世代が集える交流拠点づくりの促進
- (2) 日常的な支え合いを生む地域活動体制の強化
- (3) 途切れない支援につなげる相談体制の充実

基本目標2

地域福祉の
意識の醸成と
担い手づくり

- (1) 住民の理解と関心を広げる福祉意識向上の促進
- (2) 参加・継続しやすいボランティア活動の促進
- (3) 地域福祉を担う多様な人材育成の推進
- (4) 必要な情報が届く効果的な情報提供体制の整備

基本目標3

誰もが安心して
暮らせる環境づくり

- (1) 複合的な課題に対する支援の充実
- (2) 災害時における要支援体制の強化
- (3) 誰もが安心できる権利擁護と成年後見制度の活用促進
- (4) 地域で支える再犯防止支援の推進

4. 重点的な取組の推進

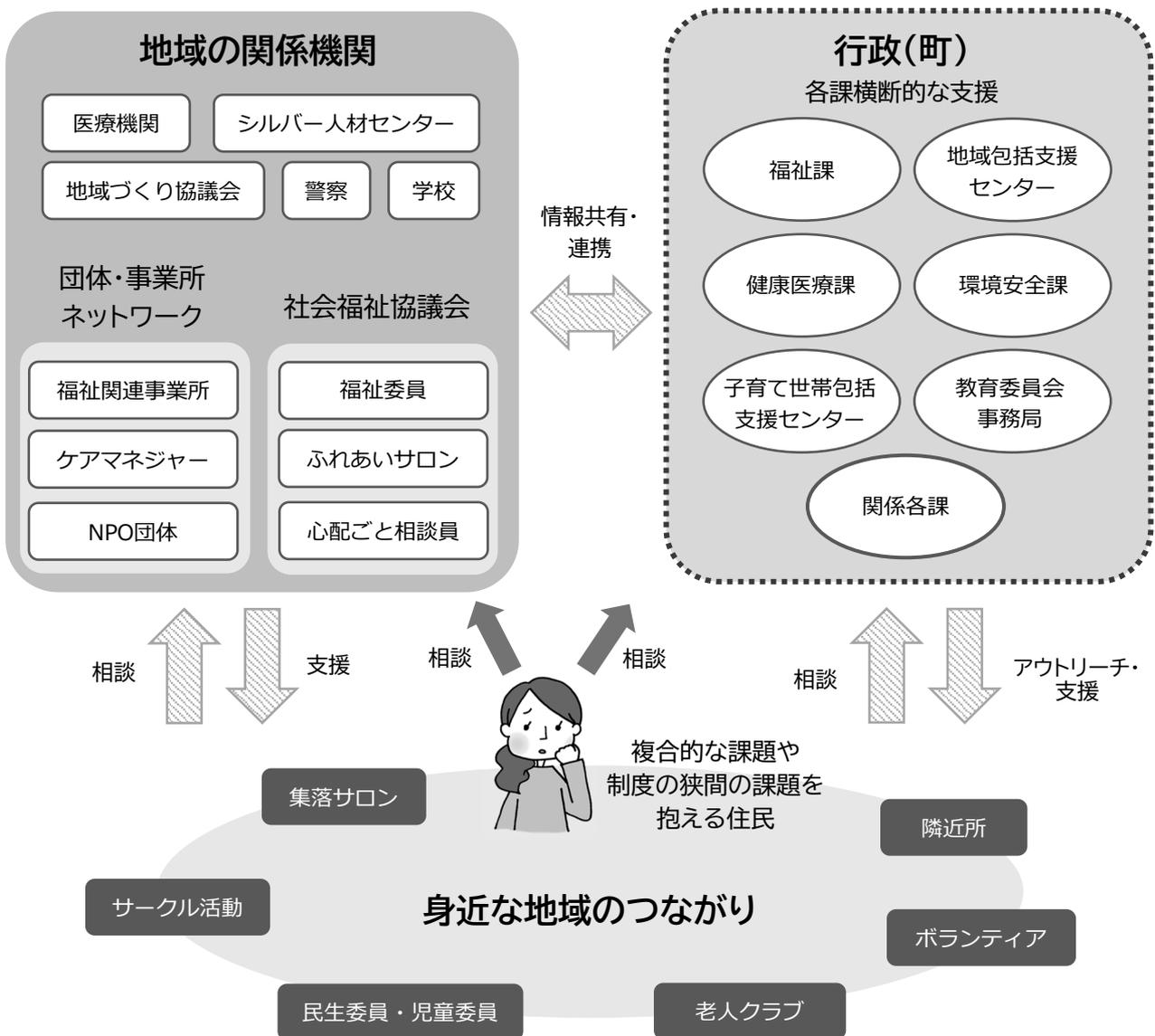
分野横断で支える包括的な支援の推進

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、住民の身近な困りごとや不安を地域で早期に把握し、適切な支援へと確実につなぎ、住民を地域全体で支える包括的な支援を推進します。

住民個人からの相談に加え、民生委員・児童委員や自治会、集落サロン等における日常的な地域活動を入口として、庁内関係課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が情報共有や連携を行い、分野横断的な支援の実施に努めます。

また、複数分野にまたがる課題や制度の狭間にある課題についても、行政と関係機関が連携し、アウトリーチを含めた早期の把握・対応から継続的な支援まで切れ目なく行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。

■包括的な支援体制のイメージ

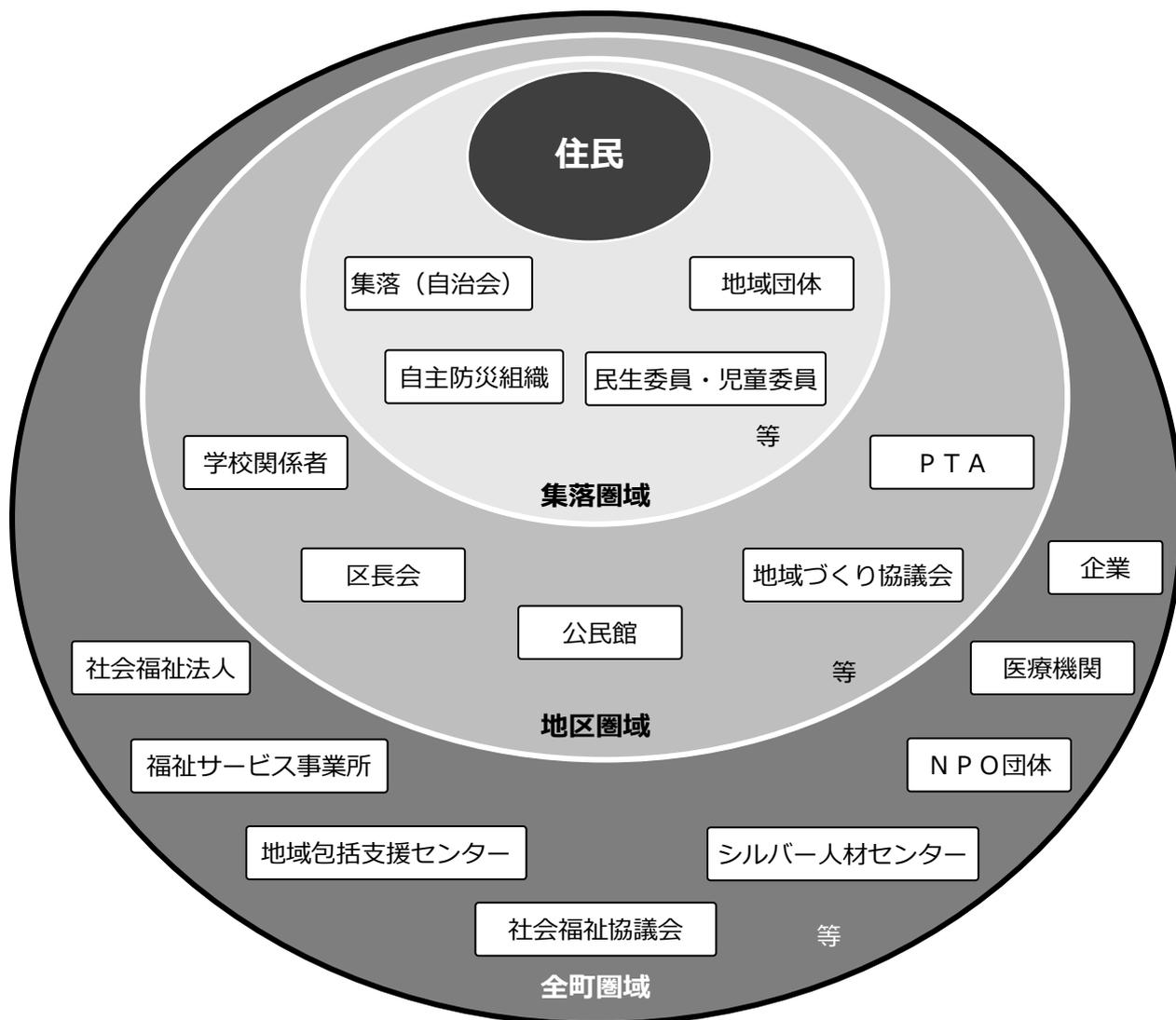


5. 計画における地域福祉圏域の考え方

地域福祉活動については、身近な地域で行われるものから、町全域で実施されるものまで、その活動の範囲に応じて展開される必要があります。その上で、住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる環境整備が重要となっています。

本町では、町の圏域を次の3つの重層的な圏域で捉え、各圏域における地域福祉活動を機能させ、地域福祉の推進を図ります。

■地域福祉圏域のイメージ



第4章 施策の展開

基本目標1 包括的な支援体制づくり

基本方針（1） 多様な世代が集える交流拠点づくりの促進

サロンや各種教室の開催、こどもの居場所づくり、地域拠点施設の活用等を通じて、世代を超えて人が集い、交流できる身近な交流拠点の充実を図ります。

また、高齢者の健康づくりや介護予防、子育て世代やこどもの交流の場の確保等、多様なニーズに応じた取組を関係機関と連携して進めます。

■住民・地域ができること

- あらゆる世代が気軽に集い、交流できる場や機会をつくりましょう
- 生活習慣の改善や町が実施する健康教室等に積極的に参加しましょう
- 子育ての悩みを一人で抱え込まず、相談できる人や場所を見つけましょう
- 地域全体で子どもたちが安心して遊んだり活動したりできるよう見守りましょう

■団体・事業所ができること

- 事業所等の施設開放や資源活用により、サロンや居場所、活動の場を提供し、地域住民が主体的に参加できる交流活動を支援しましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
1	居場所づくりの支援促進	<ul style="list-style-type: none"> ○気軽に集うことができる居場所を集落ごとに提供し、高齢者や障害のある人の交流促進を図ります。 ○放課後児童クラブや放課後子ども教室等の充実を図り、健やかにこどもが成長できる場を提供するとともに、こどもの居場所の確保・充実に努めます。 	福祉課 子育て支援課 教育委員会事務局
2	各種教室等の周知・開催	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者を対象に健康体操教室やフレイル予防を目的とした健康教室を実施し、気軽に集まれる場の提供と、介護予防を同時に行います。 ○子育て世代を対象に、子育てに関する教室を開催し、情報交換や親同士の交流ができる場を提供します。 	子育て支援課 健康医療課
3	地域拠点施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ○地域住民が気軽に集うことができる場として公民館やパレア若狭等、既存施設の利用促進を図ります。 	福祉課 教育委員会事務局 パレア文化課

基本方針（２） 日常的な支え合いを生む地域活動体制の強化

集落サロンやサークル活動、生涯学習講座等を活用し、住民が地域活動に参画しやすい環境を整えるとともに、地域課題の解決に向けた住民活動や交流活動を支援します。

また、社会福祉協議会と連携し、公益的な活動の活性化を図るとともに、声かけ活動や地域行事への参加を通じて、日常的な支え合いが広がる地域づくりを進めます。

■住民・地域ができること

- 集落の行事や町が提供する各種教室へ積極的に参加し、交流の輪を広げましょう
- ご近所同士の挨拶や声かけを大切にし、「困ったときはお互いさま」の関係を築きましょう
- 自分の住む地域に関心を持ち、地域の課題解決やイベント運営等を積極的にサポートしましょう

■団体・事業所ができること

- 住民の困りごとを発見し、行政や関係機関と情報共有を行いながら、課題解決に取り組みましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
4	誰もが参画できる地域福祉活動の環境づくり	○集落サロンやサークル活動、公民館における生涯学習講座等、住民が社会活動・地域活動のあらゆる分野へ参画できる機会や環境づくりを進めるとともに、積極的に参画する意識を育てます。	観光まちづくり課 福祉課 子育て支援課 教育委員会事務局
5	地域福祉活動への支援	○地域の課題を検討し、解決のための体制づくりや住民活動等を支援し、地域での活動を推進します（地域支え合い活動）。 ○地域における様々な交流活動への支援等により、地域活動団体等の活性化を図ります。 ○社会福祉法人による地域の公益的な活動に関して、社会福祉協議会と連携を図りながら、活動内容を紹介するとともに、活動支援を行います。	観光まちづくり課 福祉課
6	地域での声かけの促進	○近所との人間関係をより一層深めるため、地域行事等への参加も含めた地域での声かけを促進します。	総務課 福祉課

基本方針（3） 途切れない支援につなげる相談体制の充実

関係各課や地域包括支援センター等が連携し、相談体制を充実させるとともに、各種相談事業の実施を通じて、誰もが相談しやすい環境づくりを進めます。

また、民生委員・児童委員による身近な相談体制や、配偶者等からの暴力に関する正しい知識の普及と相談窓口の周知を図り、必要な支援につなげます。

■住民・地域ができること

- 困りごとを一人で抱え込まず、身近な民生委員・児童委員や行政の専門機関へ相談し、周囲で困っている人がいれば適切な相談窓口につなげましょう
- 住民の困りごと気づき、支援につなげることができる関係を築きましょう

■団体・事業所ができること

- 潜在的な福祉課題を早期に発見できるよう、ケアマネジャーや行政、他の事業所とのネットワークを強化し、情報共有や活動の相互協力を積極的に行いましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
7	包括的・総合支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○関係各課や地域包括支援センター等が連携し、ワンストップでの総合的な相談体制を充実させるとともに、必要に応じて確実に専門機関へとつなげます。 ○認知症等、支援が必要な人の早期発見・支援につながるよう、事業所等との連携体制を構築します。 	福祉課 健康医療課 子育て支援課
8	各種相談事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○各種相談事業（心配ごと、法律、人権、結婚、行政）について、相談者が必要に応じて利用できるよう、広く周知するとともに、定期的の実施します。 ○相談者にとっての身近な窓口として、民生委員・児童委員による「心配ごと相談所」を引き続き開設します。 	福祉課
9	配偶者等からの暴力に関する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者やパートナーからの暴力の定義等に関する正しい知識の普及や相談窓口、専門機関との連携を図ります。 	福祉課

基本目標 2 地域福祉の意識の醸成と担い手づくり

基本方針（1） 住民の理解と関心を広げる福祉意識向上の促進

多様な媒体や機会を活用した広報活動により、福祉に関する情報発信を進めるとともに、福祉教育や交流の機会を通じて、住民の理解促進と関心の向上を図ります。

また、認知症や障害に関する正しい知識の普及や人権意識高揚大会等の取組を通じて、人権尊重意識の向上を図ります。

■住民・地域ができること

- 認知症や障害等に関する正しい理解を深め、人権を尊重する意識を持ちましょう
- 地域のイベントや福祉教育の機会に積極的に参加し、地域福祉への関心を持ちましょう
- 広報紙や町ホームページ等で積極的に情報を集め、隣近所で教え合ひましょう

■団体・事業所ができること

- 学校や保育所との交流を積極的に行い、こどもたちが地域福祉を身近に感じ、正しく理解できる機会を増やしましょう
- 職業体験等を通じて、次世代の地域福祉の担い手を育成しましょう
- 事業所の活動内容や認知症・障害等に関する正しい知識を積極的に発信し、住民の理解を深め、ともに支え合う意識を育みましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
10	地域福祉の広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な媒体の活用やイベント等の様々な機会を利用した広報活動を推進するとともに、区長等を通じた情報伝達の促進を図ります。 ○住民の現状や情報等を「広報わかさ」や自治会活動等を通じて発信します。 	福祉課
11	福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○福祉や人権に関する学習プログラムを充実させ、教育・学習機会の拡充を図ります。 ○障害のある人や高齢者等との交流機会を充実させ、福祉に関する基本的な理解促進に努めます。 	福祉課 教育委員会事務局
12	介護保険や認知症に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○要介護状態になったときに必要な支援につながるよう、介護保険制度や高齢者福祉サービス等について理解促進を図ります。 ○認知症の人が地域で安心して暮らせるよう、認知症に対する正しい知識の普及に取り組み、地域で見守り・支え合う関係の醸成を図ります。 	福祉課

No.	施策	取組内容	担当課
13	障害のある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害、精神障害に関する正しい知識の普及に取り組みます。 ○障害を理由とした差別や障害のある人の生きづらさの解消のため、様々な機会を通じて、障害及び障害のある人への理解促進を図ります。 	福祉課
14	人権意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ○若狭町人権意識高揚大会等を通じ、人権についての正しい理解と認識を深めます。 ○学習会や研修会等を開催し、人権尊重意識の普及と高揚を図ります。 	福祉課 教育委員会事務局



基本方針（２） 参加・継続しやすいボランティア活動の促進

各種募金や寄付に関する周知を進めるとともに、出前講座の実施やボランティアセンターへの支援を通じて、住民がボランティア活動に参加しやすい環境づくりを進めます。

また、関係団体と連携し、ボランティア活動に関するニーズの把握や参加の場の提供に努め、ボランティア活動の促進を図ります。

■住民・地域ができること

- 募金や寄付等を通じて地域の福祉活動を支援しましょう
- 地域の行事やボランティア活動等、身近な活動から積極的に参加しましょう

■団体・事業所ができること

- 行政や社会福祉協議会と連携して、地域のボランティアニーズを的確に把握し、活動情報の積極的な発信等を通じて、住民が参加・継続しやすい環境を整えましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
15	各種募金や寄付等の推進、周知	○まごころ基金や赤い羽根共同募金、日赤への寄付等、福祉に関する募金や寄付について推進や周知を図ります。	福祉課
16	ボランティア出前講座の実施	○ボランティアの輪が広がるよう、また、子どもから大人まで幅広い世代がボランティア活動を知るきっかけづくりを目的に、社会福祉協議会と連携し、ボランティア出前講座を開催します。	福祉課
17	ボランティア活動への支援	○ボランティアセンターの運営主体である社会福祉協議会への支援と連携を図り、ボランティアセンターの周知とボランティア意識の向上に努めます。 ○誰もが地域の中で元気に楽しく、幸せに暮らしていくために「いつでも、どこでも、誰でも、楽しく」参加できるボランティア活動を支援します。 ○気軽にボランティア活動に参加できる場を広げるため、各関係団体と連携し、ニーズの把握や活動の場の提供に努めます。	福祉課 環境安全課

基本方針（３） 地域福祉を担う多様な人材育成の推進

認知症やフレイルに関する理解と対応力を備えた人材の養成をはじめ、担当職員や民生委員・児童委員の資質向上に努め、地域福祉を支える多様な担い手の育成を推進します。

また、ゲートキーパーの養成等を通じて、悩みを抱えている人の早期発見や継続的な見守りができる体制づくりに取り組みます。

■住民・地域ができること

- 認知症サポーターやフレイルサポーター、ゲートキーパー等の養成講座や研修に積極的に参加し、地域福祉を支えるための正しい知識と技能を高めましょう
- 民生委員・児童委員の活動を理解し、協力しましょう

■団体・事業所ができること

- 認知症サポーターやフレイルサポーター、ゲートキーパー等の養成講座に積極的に参加し、専門的な知識や技能を高め、支援が必要な住民を支える担い手として活動しましょう
- 民生委員・児童委員や行政とのネットワークを強化し、地域全体で支え合う体制づくりに協力しましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
18	認知症サポーターの養成	○認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域づくりのために、認知症サポーター養成講座を実施します。	福祉課
19	認知症キャラバン・メイトの養成	○認知症サポーター養成講座の講師（認知症キャラバン・メイト）の養成を図ります。	福祉課
20	フレイルサポーターの養成	○住民主体による介護予防・健康づくりを推進するため、フレイルサポーターの養成に取り組み、地域におけるフレイル予防と支え合いの体制づくりに努めます。	福祉課
21	相談担当職員の技能向上	○相談に対応する担当職員が積極的に研修会等に参加し、技能向上や自己研鑽に努めます。	福祉課
22	ゲートキーパー養成講座の開催	○問題を抱え、悩んでいる人に気づき、話を聞いて状況を正しく理解し、必要な支援につなげるとともに、継続的に見守ることのできる人材を養成します。	子育て支援課
23	若狭町民生委員児童委員協議会への支援	○事務局（福祉課）において、協議会の円滑な運営を支援します。	福祉課

No.	施策	取組内容	担当課
24	民生委員・児童委員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○地域のつなぎ役を担っている民生委員・児童委員の活動について、相談者の課題を早期に発見できるよう支援を行います。 ○委員の資質向上を図るため、各種研修会等の実施や案内を行います。 	福祉課



基本方針（４） 必要な情報が届く効果的な情報提供体制の整備

各種福祉事業や支援制度に関する情報について、関係機関と連携しながら周知を行い、住民が必要な情報を適切に得ることができる体制の整備に努めます。

また、福祉サービスや空き家情報について、多様な媒体を活用した情報提供を進め、制度の活用や住民同士の交流の促進につなげます。

■住民・地域ができること

- 広報紙や町ホームページ等を活用して、相談窓口や福祉サービス、地域活動に関する情報を積極的に収集し、隣近所や地域内で教え合ひましょう
- 町の各種支援制度について、自分や周囲の人が困ったときに、状況に応じた支援が受けられるよう理解を深めましょう

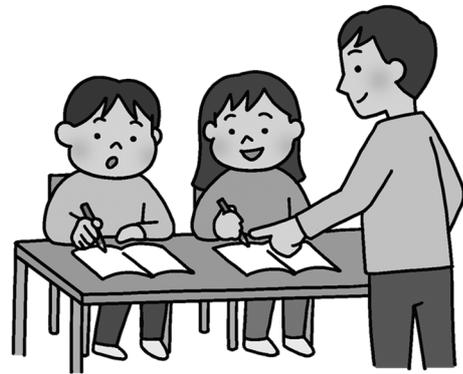
■団体・事業所ができること

- 活動内容が地域住民に広く知れわたるよう、多様な媒体を使ってわかりやすく発信しましょう
- 町職員とコミュニケーションを取り、住民の困りごとや町の情報を把握することに努めるとともに、相談窓口やサービス利用へつなげるための仕組みを共有しましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
25	こどもの学習・生活支援事業の周知	○二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターが行っている学習・生活支援事業について、広く周知を行います。	福祉課
26	福祉サービスの情報公開の推進	○住民が自ら希望する福祉サービス等を選択し、利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報の提供を推進します。 ○事業者のサービス情報について、町のホームページ等、様々な媒体による周知に努めます。	福祉課
27	地域活動に係る情報発信の充実	○すべての人が、興味・関心のある地域活動に関する情報を入手できるよう、様々な媒体を活用し、情報発信の充実を図ります。	福祉課
28	空き家情報（空き家バンク）の周知・活用	○空き家の活用を希望する人を支援できるよう、空き家バンクを紹介し、活用へつなげるとともに、町外からの移住者と住民の相互理解を図ります。	観光まちづくり課

No.	施策	取組内容	担当課
29	住居確保給付金の周知	○住居確保給付金の支援に該当する人について、主体的に事業を実施している二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターにつなげ、支援を行います。	福祉課
30	町内事業所との連携強化	○町内事業所と定期的に情報を共有するとともに、地域の課題解決に向けて連携強化を図ります。	福祉課



基本目標3 誰もが安心して暮らせる環境づくり

基本方針（1） 複合的な課題に対する支援の充実

複合的な課題を抱える人の早期発見に努め、相談支援や関係機関との連携により、適切な支援につなげます。

また、介護保険・障害福祉分野との連携を進め、地域で安心して生活を送れるよう、支援体制の充実を図ります。

■住民・地域ができること

- 生活困窮やひきこもり、ヤングケアラー等、複合的な課題を一人で抱え込まず、民生委員・児童委員や専門の相談窓口にご相談しましょう
- 高齢者の就労や住まいの確保等、多様な支援が必要な人が地域で自立して暮らせるよう、行政の取組を正しく理解し、見守りと協力の輪を広げましょう

■団体・事業所ができること

- 日々の業務や地域との関わりを通じて、複合的な課題を抱える住民を把握し、行政や専門機関へつなぐ役割を担いましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
31	制度の狭間にある人の早期発見・対応	○生活困窮やひきこもり等の制度の狭間にある人や、複合的な課題を抱えている人について、各種相談事業を通じて早期に発見するとともに、関係機関と連携して、適切な支援につなげられるよう努めます。	福祉課
32	自立相談支援事業の実施	○二州健康福祉センター、若狭健康福祉センターにおいて自立相談支援事業を実施し、相談者を適切な支援へつなげます。	福祉課
33	障害のある人の雇用・就業の推進	○障害のある人の就労に向けて、若狭町子ども・若者サポートセンターやハローワーク、嶺南障害者就業・生活支援センター等の就労支援機関と連携し、障害の特性に応じた就労支援対策を推進します。	福祉課
34	身寄りない高齢者に対する支援	○望まない孤独や社会的孤立に陥るのを防ぐため、身寄りのない高齢者に対する支援のあり方について検討します。	福祉課

No.	施策	取組内容	担当課
35	介護保険事業と障害福祉サービス事業の連携と共生型サービスの検討	○介護、障害のそれぞれのサービスを利用できるように、介護保険分野と障害福祉分野との連携を図り、共生型サービスも視野に入れながら、さらなる体制整備の検討を行います。	福祉課
36	ヤングケアラーの把握・支援	○福祉や介護、保健、医療、教育、子育て等の関係者間での情報共有や連携により、ヤングケアラーの早期発見や把握に努め、必要な支援につなげます。	福祉課 子育て支援課 健康医療課 教育委員会事務局
37	居住支援の推進	○住宅の確保に配慮が必要な人に対し、関係各課や町内不動産業者等と横断的に連携し、入居しやすい環境づくりを推進するとともに、住宅の確保に向けた支援を実施します。 ○町営住宅に関して、対象者を支援できる体制の整備を検討します。	福祉課 建設課



基本方針（２） 災害時における要支援体制の強化

地域防災訓練や自主防災組織の取組を通じて、災害時の避難支援体制の充実を図るとともに、関係機関と連携した見守り活動を進めます。

また、避難行動要支援者登録者台帳や個別避難計画の整備を行い、災害時に迅速な避難行動が行えるよう、支援体制の強化に取り組みます。

■住民・地域ができること

- 一人ひとりが自らの身を守ることができるよう、家庭内で備蓄や避難場所について話し合いましょう
- 地域の防災訓練や自主防災組織の活動に積極的に参加しましょう
- 災害時に迅速な助け合いができるよう、日頃からご近所同士で顔の見える関係性を築いておきましょう

■団体・事業所ができること

- 災害時や緊急時に迅速かつ適切な対応ができるよう、日頃から行政や他の事業所、関係団体と情報共有を行い、協力体制を整えておきましょう
- 避難行動要支援者の的確な把握や個別避難計画の作成に積極的に協力しましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
38	日常的な防災に関する取組	○災害時の避難支援の実効性を高めていくために、地域における防災訓練の実施を検討します。 ○災害時における避難誘導等、日頃から地域で自主的な防災活動を担う自主防災組織の育成・充実を図ります。	環境安全課
39	見守り活動の充実	○安心して暮らせる地域となるよう、役場や警察、消防、民生委員・児童委員、自治会等と連携し、見守り活動の充実・強化を図ります。	環境安全課
40	避難行動要支援者支援台帳の整備	○災害発生時の避難行動等が迅速に行われるよう、避難行動要支援者登録者台帳と要支援台帳との照合、台帳整備を行い、情報伝達体制を整備します。	福祉課 環境安全課 健康医療課
41	災害時の支援体制の整備検討	○町全体で災害時に対応できるよう、個別避難計画の掲載項目の見直しを行い、支援体制の整備の検討に努めます。	福祉課 環境安全課
42	自主防災組織の推進	○個別避難計画等を活用し、災害発生時の集落での初期対応やその後の行政、関係機関との連携を図ることができるよう、防災組織のあり方について意識向上を図ります。	環境安全課

基本方針（3） 誰もが安心できる権利擁護と成年後見制度の活用促進

権利擁護に関する制度の普及と適切な運用を進めるとともに、関係機関と連携した支援体制を構築します。

また、親族後見人等への支援や相談体制の整備を通じ、住民一人ひとりの権利が守られる地域づくりを推進します。

■住民・地域ができること

- 認知症や障害のある人の理解に努めて、日頃から助け合いましょう
- 認知症や障害のある人を地域で見守っていく意識を持ちましょう
- 成年後見制度等の権利擁護について理解を深め、身近に支援を必要とする人がいたら、相談窓口につなげましょう

■団体・事業所ができること

- 日常の支援を通じて、利用者の困りごとや権利侵害の兆候を早期に発見し、行政や関係機関へ確実につなげましょう
- 成年後見制度等の権利擁護に関する正しい知識・情報を習得・発信し、関係機関とのネットワークを強化するとともに、判断能力が十分でない方も安心して暮らせるまちづくりに協力しましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
43	権利擁護に関する各種制度の適切な運用	<ul style="list-style-type: none"> ○広報紙等の活用や研修会の開催等により、制度の普及・啓発を行います。 ○市民後見人制度の周知・啓発に努めます。 ○町長による成年後見申立、後見人等への報酬助成について、適切に実施するとともに、改善点を検討します。 	福祉課
44	関係機関との連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会が実施している、日常生活自立支援事業との連携を推進します。 ○「若狭町高齢者及び障害者権利擁護連絡協議会」を活用するなど、関係機関との連携を図ります。 ○権利擁護支援の必要な人について、後見人や福祉関係者等で支える「チーム」による対応を推進します。 ○状況に応じて、市民後見人の必要性について検討します。 	福祉課

No.	施策	取組内容	担当課
45	親族後見人への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○親族後見人に関する個別相談会の開催を行います。 ○専門職後見人による相談会の企画等を通じて、支援の実施に努めます。 	福祉課
46	相談・対応体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援の必要な人の早期発見と相談対応の実施に努めます。 	福祉課



基本方針（４） 地域で支える再犯防止支援の推進

社会を明るくする運動を推進し、地域全体で再犯防止と立ち直り支援に取り組みます。

また、地域ケア会議を通じた関係機関との連携により、生活困窮等の課題を抱える人の自立に向けた支援体制の強化を図ります。

■住民・地域ができること

- 登下校時に家の前へ出るなどして、子どもたちの安全を見守りましょう
- 向こう三軒両隣の関係づくりをしましょう
- 再犯防止の取組について知り、理解を深めましょう

■団体・事業所ができること

- 社会を明るくする運動や保護司、協力雇用主会等と連携し、罪を犯した人の社会復帰や就労を支えるとともに、地域全体で立ち直りを見守る体制づくりに協力しましょう

■行政の取組

No.	施策	取組内容	担当課
47	社会を明るくする運動の推進	○犯罪や非行のない、明るい地域社会を築くため、社会を明るくする運動の推進委員会構成団体をはじめとして、町全体で社会を明るくする運動を推進します。 ○犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、また、その立ち直りを支えるため、保護司会や協力雇用主会、更生保護サポートセンターを中心に、対象者を支援します。	福祉課
48	地域ケア会議の開催	○地域福祉を推進する地域ケア会議の継続的な実施に努めます。	福祉課
49	再犯防止と自立に向けた地域支援の推進	○生活困窮等が要因となり、犯罪に手をかけたり、再犯をしないようにするため、地域と行政が協力し、自立に向けての相談、助言、支援等を行います。	福祉課

第5章 計画の推進体制

(1) 住民、地域、事業者等との協働による計画の推進

地域福祉の推進には、住民の協力は不可欠です。住民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、保健・福祉・医療の関係機関や社会福祉法人、福祉サービス事業者、学校、ボランティア団体、地域に関わる組織・団体等との連携を強化し、それぞれの立場で役割を果たしつつ、協働しながら計画を推進します。

(2) 庁内の連携体制強化と社会福祉協議会との連携強化

地域福祉の推進にあたっては、福祉分野以外にも、保健医療や食育、建設、生活環境等、様々な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課と総合的かつ横断的な連携体制を強化し、情報共有に努めます。

また、社会福祉協議会との連携を強化し、情報共有に努めながら、地域福祉を推進します。

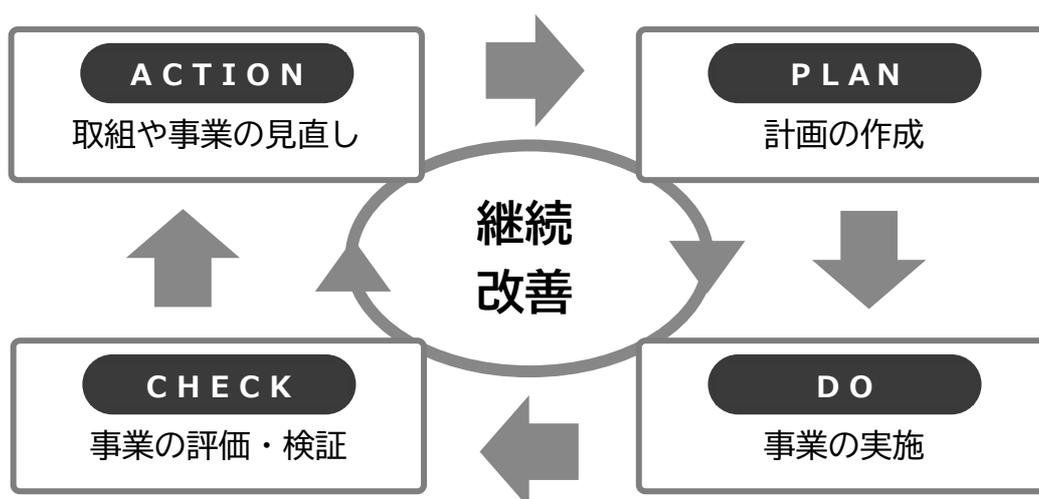
(3) 計画の周知

住民が地域福祉に対する関心を高め、主体的に参画することができるよう、本計画や地域福祉に関する情報を多様な媒体を活用しながら、広く住民に周知し、地域福祉に関する意識啓発を図ります。

(4) 計画の進行管理と評価

本計画の進捗状況の管理・評価については、P D C Aサイクルを取り入れ、取組や事業の把握、評価をしながら改善、見直しを行い、推進していきます。

■P D C Aサイクルのイメージ



資料編

(1) 用語解説

用語	解説
あ行	
赤い羽根共同募金	戦後、民間の社会福祉施設等に対する財政補填のために行われていた民間の共同募金を制度化したもので、今日では各都道府県に設立された共同募金会が実施主体となり行われる募金活動のこと。社会福祉を目的とする様々な事業活動に幅広く配分される。
新しい認知症観	認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方のこと。
NPO	Non-Profit Organizationの略で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称のこと。
か行	
共生型サービス	同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することを目的とした、指定手続きの特例として設けられた制度のこと。
協力雇用主	犯罪をした人等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした人等を雇用、または雇用しようとする民間の事業主のこと。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、いわば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。
権利擁護	自らの権利を表明することが困難な認知症高齢者や障害のある人等の代わりに、代理人である援助者等が当事者を権利の侵害から守るとともに、権利の表明や行使等の支援を行うこと。
後見人	認知症や知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分な人に対し、財産管理や身上監護等の法律行為を本人に代わって行う人のこと。
更生保護	犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人々が自立し改善すること。
更生保護サポートセンター	保護司や保護司会が地域で更生保護活動を行う拠点のこと。

用語	解説
子育て世帯包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供することを目的に、助産師や保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定等を行う機関のこと。
孤独死	主に一人暮らしの人が、誰にも気づかれず、誰にも看取られることなく、突発的な疾病等によって死亡すること。
さ行	
サルコペニア	高齢になるに伴い、骨格筋の量が低下し、筋力や身体機能が低下した状態のこと。
自主防災組織	地域住民による任意の防災組織のこと。主に自治会等が母体となって地域住民が自主的に連携して防災活動を行う。
市民後見人	一般住民による成年後見人のこと。認知症や知的障害等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合、同じ地域に住む住民で家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う人。
社会的孤立	隣人や友人との付き合いに乏しく、また、日常的に人との交流がなく、地域や社会で孤立した状態のこと。
社会福祉協議会	地域住民や社会福祉関係者の主体的な参加により、地域福祉推進の中核として様々な活動を行う非営利の民間組織のこと。社会福祉法に基づき、すべての都道府県・市町村に設置されている。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の規定に基づき、設立される法人のこと。
社会を明るくする運動	すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人々の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動のこと。
シルバー人材センター	高齢者雇用安定法に基づき、原則として市区町村ごとに設置されている公益法人のこと。企業や家庭、公共団体等から、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、会員に仕事を提供している。
生活困窮者自立支援制度	生活困窮者に対し、生活や就労等の包括的な支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした制度のこと。
制度の狭間	公的福祉サービスでは対象とならない福祉ニーズ・生活課題が生じている状態のこと。
成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害等の理由により判断能力が十分でない人が安心して生活できるように、家庭裁判所から選任された援助者が、本人の意思を尊重しながら財産の管理や身の回りの世話の手配等の支援を行う制度のこと。
専門職後見人	成年後見制度に基づき、家庭裁判所が選任する弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職で、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護を担う人のこと。

用語	解説
た行	
ダブルケア	子育てと親や親族の介護の時期が重なり、同時に行っている状態のこと。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が自分ごととして参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことを目指す社会のこと。
地域ケア会議	高齢者個人に対する支援とそれを支える社会基盤の整備を、同時に進めていく地域包括ケアシステムの実現に向けた手法で、行政や関係機関がともに改善策を考える会議体のこと。
地域包括支援センター	高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目的として、市町村が設置する中核的な機関のこと。
DV	Domestic Violence の略。家庭内暴力と直訳されるが、一般的には家庭内に留まらず親密な関係における男女間での暴力を指す。また、身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動等の精神的暴力や性的、経済的な暴力も含まれる。
出前講座	団体・グループ等からの希望に応じて、行政や社会福祉協議会の職員を講師として派遣し、制度や事業の説明等を行うこと。
デマンドタクシー	利用者の要求に対応して運行する乗合型のタクシーのこと。本町においては、「わくわくタクシー」の愛称で、自宅付近から希望の目的地まで送迎を行っている。
な行	
2040年問題	団塊ジュニア世代が65歳以上となり高齢者数がピークに達することで直面する社会課題の総称のこと。深刻な労働力不足や社会保障の維持困難といった様々な問題が顕在化すると予想されている。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害のある人等のうち、判断能力が不十分な人が、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。
認知症カフェ	認知症の人やその家族、医療や介護の専門職、地域住民等が気軽に参加でき、認知症や介護について相談できる交流の場のこと。
認知症サポーター	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲で手助けする人のこと。
望まない孤独	本人の意思に反して社会とのつながりが希薄または断たれ、孤立した状態に置かれている状況のこと。

用語	解説
は行	
8050問題	80代の高齢の親と長期間ひきこもる50代のこどもが同居し、親の年金や資産に依存して生活している世帯で生じる社会問題のこと。
避難行動要支援者	災害対策基本法において義務づけられた、高齢者や要介護認定者、重度の障害のある人、難病患者等のうち、災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、他者の支援を要する人のこと。
フレイル	加齢により心身が弱ってきた状態のことで、健康な状態と要介護状態の中間の段階を指す。要介護になる危険性が高いが、適切なケアを行うことで進行を防ぎ、健康な状態に戻ることが可能だとされている。
フレイルサポーター	フレイルを予防するため、地域でフレイル予防の啓発を行う住民サポーターのこと。
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支えることにより、地域における犯罪や非行を未然に防ぐことを目的として活動する、民間のボランティアのこと。法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員であるが給与は支給されない。
母子モ	妊娠・出産・育児をサポートする子育てアプリのこと。予防接種のスケジュール管理や成長記録、自治体からの情報提供等、子育てに役立つ機能が含まれている。
ま行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱を受け、担当する地域において、地域の身近な相談役として、福祉に関する相談・援助活動に携わるとともに、社会福祉協議会、地域の関係機関・団体、ボランティア等と協力して、地域福祉のネットワークづくりを担う人物のこと。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

その他策定経過等、本編で掲載できなかった関連資料を掲載する予定です。